

地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター賞罰規程

令和4年10月1日

規程第10号

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この規程は、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター職員就業規則（令和4年規程第6号。以下「職員就業規則」という。）第48条第2項及び第49条第3項、並びに地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンターパート職員就業規則（令和4年規程第9号。以下「パート職員就業規則」という。）第45条第2項及び第46条第3項の規定に基づき、職員（パート職員を含む。以下同じ。）の賞罰の取扱いについて、必要な事項を定める。
- 2 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき泉佐野市から派遣されている職員については、法人と泉佐野市との間の取り決めにおいて別段の定めがある場合を除きこの規程を適用する。

第2章 表彰

(表彰の種類等)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 功績表彰
 - (2) 永年勤続表彰
- 2 功績表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して行う。
- (1) 業務運営上顕著な功績のあった者
 - (2) 災害又は事故の際、特別な功労があった者
 - (3) 社会的功績により、法人の名誉、信用を高めた者
 - (4) その他特に他の職員の模範として推奨すべき実績又は善行のあった者
- 3 永年勤続表彰は、パート職員以外の職員として勤続年数が引き続き30年に達し、かつ、その勤務成績が良好である者に対して行う。
- 4 前項の勤続年数は、毎年3月31日現在における勤続年数とし、休職期間及び停職期間のある者については、その期間の2分の1に相当する期間をその者の勤続年数から除算する。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行い、金品その他理事長が適当と認めるものを副賞として付することができる。

(代理授与)

- 第4条 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡、所在不明その他の理由により本人に表彰状の授与を行うことができないときは、これを次の順序に従い、その親族に交付する。
- (1) 配偶者

- (2) 子
- (3) 養父母
- (4) 実父母
- (5) 孫
- (6) 兄弟姉妹

2 前項の規定による表彰状を受ける者がいないときは、その功績を広報するに止める。

(表彰の時期)

第5条 永年勤続表彰は、原則として、毎年4月に行う。ただし、必要に応じて随時行うことができる。

2 功績表彰は、必要に応じて随時行う。

(表彰の手続及び決定)

第6条 所属長は、所属の職員で第2条第2項及び第3項の規定に該当するものがあるときは、所定の書面により、事務局長を経て、理事長に内申する。

2 理事長は、前項の内申に基づき、第16条に定める委員会に諮問し、表彰を決定するものとする。

(表彰の取消し)

第7条 理事長は、表彰を受けた者が次条に掲げる懲戒処分を受けたときは、表彰を取り消すことができる。

2 前項の規定により表彰を取り消そうとするときは、第16条に定める委員会に諮問し、これを決定するものとする。

第3章 懲戒

第1節 懲戒の基本方針

(懲戒の種類)

第8条 パート職員以外の職員に対する懲戒の種類及びその効果は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 戒告 その責任を指摘し、その将来を戒める。

(2) 減給 1日以上6ヶ月以下の期間において、給料月額^の10分の1以下を減ずる。

(3) 停職 1日以上6ヶ月以下の期間において、その職を保有するが職務に従事せず、その期間中いかなる給与も支給しない。

(4) 降任 職務上の地位を下げ、給料表の職務の級を下げる。

(5) 諭旨解雇 退職を勧告し、退職届を提出させる。ただし、これに応じない場合は懲戒解雇とする。

(6) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。この場合において所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告手当を支給しない。

2 パート職員に対する懲戒の種類及びその効果は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 戒告 その責任を指摘し、その将来を戒める。

- (2) 減給 給与の一部を減額する。ただし、一回の額は平均賃金の半日分、その総額は一給与支払期間の給与総額の10分の1を限度とする。
- (3) 停職 1日以上6ヶ月以下の期間において、出勤を停止し、その間における給与を支給しない。
- (4) 諭旨解雇 退職を勧告し、退職届を提出させる。ただし、これに応じない場合は懲戒解雇とする。
- (5) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。この場合において所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告手当を支給しない。

(懲戒の基本方針)

第9条 理事長は、職員が非違行為を行ったときは、組織の規律と業務遂行の秩序を維持して、同種の事案の再発防止を徹底し、公の信頼の回復を図るため、次条に定める基準により、適正かつ迅速に懲戒を行うものとする。

- 2 職員に対して行う懲戒は、当該職員が非違行為を行ったと認められる客観的事実が明らかなる場合に行うものとする。
- 3 懲戒を行った理事長は、当該懲戒の理由となった非違行為が、当該職員の故意又は重過失による職務上の義務に違反するものである場合においては、法令の定めるところにより、当該職員に対し、適正かつ厳格に損害賠償請求権又は求償権を行使するものとする。
- 4 懲戒を行った理事長は、当該懲戒に係る職員の行為と同内容の行為の再発を防止するため、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(懲戒の基準)

第10条 理事長は、別表の非違行為の欄に掲げる非違行為の内容に応じ、同表の標準的な懲戒の種類を定める懲戒の種類のうちから、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮して、1の種類を懲戒（懲戒の種類が1である場合にあっては、当該種類の懲戒）を適用するものとする。

- (1) 職員が行った非違行為の動機及び態様
 - (2) 内外に与える影響
 - (3) 当該職員の職責
 - (4) 当該非違行為の前後における当該職員の態度
- 2 複数の非違行為を行った職員に対し懲戒処分を行う場合は、それぞれの非違行為に係る別表の標準的な懲戒の種類を定める懲戒の種類のうち最も重い懲戒（懲戒の種類が1である場合にあっては、当該種類の懲戒）より重い懲戒を適用することができる。

(厳重注意等)

第11条 理事長は、懲戒のほか、サービスを厳正にし、規律を保持するため必要がある場合には、厳重注意又は訓告を行うことができる。

第2節 懲戒等の手続

(非違行為の調査及び報告)

第12条 所属長（別表第16項から第18項に掲げる非違行為の場合は事務局長。以下同じ。）

は、所属職員が非違行為を行った疑いがあることを把握したときは、速やかに事実関係を調査しなければならない。

- 2 所属長は、前項の調査の結果、当該職員に、第8条の懲戒又は前条の嚴重注意等（以下「懲戒等」と総称する。）を行うべき客観的事実があると認めるときは、根拠資料を添えて、理事長に報告しなければならない。
- 3 理事長は、前項の報告を受けたときは、当該職員に弁明の機会を与えなければならない。

（自宅待機）

第13条 理事長は、職員が非違行為を行った客観的事実がある場合又はその疑いがある場合において、関係者への影響を考慮し必要と認めるときは、懲戒等を行うことが決定するまでの間、当該職員に自宅待機を命ずることができる。

（懲戒等の実施）

- 第14条 理事長は、懲戒等を行うか否かの決定及びその量定の決定に当たっては、第16条に定める委員会に諮問しなければならない。
- 2 懲戒処分は、その旨を記載した書面を交付して行わなければならない。
- 3 嚴重注意等は、その旨を記載した書面の交付又は口頭により行う。

（公表）

- 第15条 理事長は、懲戒処分を行ったときは、速やかに次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。
 - (1) 懲戒処分を受けた職員の所属、補職の区分、年齢及び性別
 - (2) 懲戒処分の内容
 - (3) 懲戒処分を行った年月日
 - (4) 事実の概要
- 2 前項の場合において、解雇については、氏名についても公表する場合がある。
- 3 理事長は、前2項の規定にかかわらず、懲戒処分を受けた職員の行為による被害者が当該各項の規定による公表をしないよう求めたとき、公表することにより被害者が特定されるおそれがあるときその他被害者の人権に十分に配慮する必要があると認めるときは、当該各項の規定による公表をしないことができる。

第4章 賞罰審査委員会

（設置）

第16条 表彰及び懲戒等の公正を期すため、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター賞罰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第17条 委員会は、第6条第2項及び第7条第2項に規定する表彰に関する諮問並びに第14条第1項に規定する懲戒等に関する諮問を審議し、これに答申する。

(組織)

第 18 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副理事長

(2) 理事

2 委員会の会長は、副理事長をもって充てる。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 19 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 20 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(排斥)

第 21 条 委員は、自己又はその配偶者若しくは三親等内の親族に関する事件の会議には、出席することができない。

(庶務)

第 22 条 委員会の庶務は、事務局において行う。

(委任)

第 22 条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 5 章 補則

第 23 条 この規程（前章は除く。）に定めるもののほか、職員の賞罰の手續その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

項	非違行為	標準的な懲戒の種類
1	正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠いた場合	減給又は戒告
2	正当な理由なく 11 日以上の間勤務を欠いた場合	解雇、停職又は減給
3	勤務時間の始め又は終りに繰り返し勤務を欠いた場合	戒告
4	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした場合	減給又は戒告
5	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、業務運営に支障を生じさせた場合	減給又は戒告
6	上司、同僚等に対する暴行、暴言等により職場の秩序を乱した場合	停職、減給又は戒告
7	職務に関し、行使の目的で虚偽の文書等を作成し又は変造した場合	停職、減給又は戒告
8	職員就業規則第 27 条又はパート職員就業規則第 21 条（遵守事項）の規定に違反し、業務の運営に重大な支障を生じさせた場合	解雇又は停職
9	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 176 条、第 180 条又は第 181 条の規定に該当した場合	解雇又は停職
10	個人情報の保護に関する法律第 67 条の規定に違反した場合	減給又は戒告
11	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合	減給又は戒告
12	過失により個人情報を盗難され、紛失し、又は流出した場合	減給又は戒告
13	収賄等汚職の罪を犯した場合	解雇又は停職
14	職員就業規則第 29 条第 1 項の規定（営利企業等への従事制限）に違反した場合	減給又は戒告
15	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 5 項に規定する入札談合等関与行為を行った場合	解雇又は停職
16	地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンターにおけるハラスメントの防止等に関する規程（令和 4 年規程第 11 号）第 4 条に規定する禁止行為を行った場合	減給又は戒告
17	16 の項のいずれかの行為を繰り返し行った場合	停職又は減給
18	16 の項又は 17 の項のうち、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	解雇又は停職
19	公金又は公物を横領した場合	解雇
20	公金又は公物を窃取した場合	解雇
21	人を欺いて公金又は公物を交付させた場合	解雇
22	公金又は公物を紛失した場合	戒告
23	重大な過失により公金又は公物の盗難にあった場合	戒告
24	職場において、故意に公物を損壊した場合	減給又は戒告
25	職場において、過失により公物の出火、爆発を引き起こした場合	戒告

26	故意に諸給与を不正に支給した場合	減給又は戒告
27	故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合	減給又は戒告
28	公金又は公物の管理に関し、不適正な処理をした場合	減給又は戒告
29	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合	減給又は戒告
30	他人のパスワードを無断で使用し、又は不正に情報システムにアクセスした場合	減給又は戒告
31	30の項のうち、行政情報及び情報システムの破壊、改ざん若しくは消去を行い、又は情報を漏洩した場合	解雇又は停職
32	情報システム管理者又はパスワードを付与されている利用権者のパスワードを第三者に提供した場合	減給又は戒告
33	故意にウイルス又は不正なプログラム等を利用してネットワークの適正な運用を妨げた場合	解雇、停職又は減給
34	放火をした場合	解雇
35	人を殺した場合	解雇
36	人の身体を傷害した場合	解雇又は停職
37	暴行を加え、又はけんかをした場合（人を傷害するに至らなかった場合に限る。）	減給又は戒告
38	故意に他人の物を損壊した場合	減給又は戒告
39	自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した場合	解雇又は停職
40	他人の財物を窃取した場合	解雇又は停職
41	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	解雇
42	人を欺き、又は恐喝して財物を交付させた場合	解雇又は停職
43	賭博をした場合	減給又は戒告
44	43の項のうち、常習として賭博をした場合	停職
45	麻薬、覚せい剤等を所持し、又は使用した場合	解雇
46	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	解雇又は停職
47	公共の乗物等において痴漢行為をした場合	停職又は減給
48	公然わいせつ、盗撮、のぞきその他のわいせつ行為をした場合	停職又は減給
49	酒酔い運転をした場合	解雇又は停職
50	49の項のうち、人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた場合	解雇
51	49の項のうち、対物損壊等の事故を起こした場合	解雇又は停職
52	51の項のうち、措置義務（負傷者を救護し、事故後の危険を防止する等の必要な措置をいう。以下同じ。）を怠った場合	解雇
53	酒気帯び運転をした場合	停職又は減給

54	53 の項のうち、人を死亡させ、又は人に重篤な傷害を負わせた場合	解雇
55	53 の項のうち、人に傷害を負わせた場合	解雇又は停職
56	55 の項のうち、措置義務を怠った場合	解雇
57	53 の項のうち、対物損壊等の事故を起こした場合	解雇、停職又は減給
58	57 の項のうち、措置義務を怠った場合	解雇又は停職
59	重大な過失又は無免許運転その他の悪質な交通法規違反をした場合	停職、減給又は戒告
60	59 の項のうち、人を死亡させ、又は人に重篤な傷害若しくは治療期間 30 日以上を要する傷害を負わせた場合	解雇、停職又は減給
61	60 の項のうち、措置義務を怠った場合	解雇又は停職
62	59 の項のうち、治療期間 30 日未満を要する傷害を負わせた場合	停職、減給又は戒告
63	62 の項のうち、措置義務を怠った場合	解雇、停職又は減給
64	59 の項のうち、対物損壊等の事故を起こした場合	停職、減給又は戒告
65	64 の項のうち、措置義務を怠った場合	停職又は減給
66	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者として適正を欠いていた場合	減給又は戒告
67	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合	停職又は減給